

役員等報酬規程

社会福祉法人美德会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美德会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慰労金及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

(報酬の総額)

第3条 理事及び監事の報酬総額は、年間25,000,000円を超えない範囲で支給することができる。

(報酬)

第4条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、別表により支給し、別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり支給する。

(1) 理事会、評議員会への参加 一回10,000円

(2) 上記の他一回の招集につて 一回10,000円

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込むものとする。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第6条 役員等が法人業務に携わったときの交通費は、領収書等の支払の証明ができるものをもって実費を支払う。

(費用弁償)

第7条 役員等が法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第8条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は、移動に要した実費を支給する。

3 宿泊費は、宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は、宿泊を伴う出張に対して1日当たり5,000円を支給する。

- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第9条 出張旅費は、出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の計算)

第10条 出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(慰労金)

第11条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 30,000円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 20,000円

- 2 在任期間の計算は、役員等の就任日を起算日として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第12条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第13条 退任慰労金の支給に当たり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(改廃)

第13条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会の決議を経なければならない。

附則

(平成24年3月27日理事会第1号議案)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成25年12月11日理事会第6号議案)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

(平成27年7月10日理事会第4号議案)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

(平成28年12月12日理事会第13号議案)

平成29年3月31日をもって役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃し、平成29年4月1日から役員等報酬規程を施行する。

別表

役員等報酬表

級	支給月額
1級	500,000円
2級	550,000円
3級	600,000円
4級	650,000円
5級	700,000円
6級	750,000円
7級	800,000円
8級	850,000円
9級	900,000円
10級	950,000円
11級	1,000,000円